

(参考) 費用の配賦状況

公益認定等ガイドライン1-7(1)により、複数の事業に共通して発生する費用や、事業費と管理費とに共通して発生する費用については、適正な基準によりそれぞれの費用額に配賦しなければならないため、以下のとおり配賦する。

(単位：千円)

事業及び会計区分		経費配賦(間接費用)	備考
(公1)	文化芸術の振興	36,785	人件費、通信運搬費、消耗品費、光熱水料費、賃借料、租税公課等の共通経費を配賦基準に基づき配賦する。
(公2)	文化芸術施設の管理運営	△ 66,390	
(公共通)	公益目的事業共通	1,816	
(収)	会館管理運営事業等	11,455	
(法)	法人管理	16,334	
合計額		0	